

会 議 録

会 議 名	第 3 1 期小金井市公民館運営審議会第 1 4 回審議会		
事 務 局	公民館		
開 催 日 時	平成 2 5 年 2 月 2 2 日 (金) 午後 1 時半から 3 時		
開 催 場 所	公民館本館 学習室 A ・ B		
出 席 委 員	佐々木委員長 藤井副委員長 山田委員 小島委員 亘理委員 大津委員 立川委員 宮澤委員		
欠 席 委 員	佐野委員 神島委員		
事 務 局 員	大関公民館長 山崎庶務係長 渡辺事業係長 田中主査 松本主査 長堀主査 若藤主査		
傍 聴 の 可 否	可	傍聴者数	1 名
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会 議 次 第	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 都公連委員部会第 3 回研修会について</p> <p>(2) 三者合同会議小委員会について</p> <p>(3) 公民館事業の報告について</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 公民館事業の計画について</p> <p>(2) 諮問事項について</p> <p>(3) その他</p> <p>ア 来年度委員部会委員の改選について</p> <p>イ 次回日程確認</p> <p>3 配付資料</p> <p>(1) 公民館事業の報告</p> <p>(2) 公民館事業の計画</p> <p>(3) 仮称「小金井市生涯学習センター」実現へ向けての検討委員会 (第 4 回) の記録</p> <p>(4) 諮問事項関連資料</p> <p>ア 地域センター施設研究講座Ⅲ配付資料</p> <p>イ 公民館運営形態と各タイプのメリット、デメリット</p> <p>ウ 佐野委員からの文書</p> <p>エ 答申関連のレジメ</p> <p>オ 小金井市施設白書(抜粋)</p> <p>(5) 月刊こうみんかん 2 月号・3 月号</p> <p>(6) 小金井市の図書館</p> <p>(7) 第 1 3 回公民館運営審議会会議録</p>		

会 議 結 果

佐々木委員長 それでは、時間になりましたので、まだこれから来る予定の方もいるようですが、始めさせていただきたいと思います。

それでは、最初に館長のほうからよろしく願います。

大関公民館長 皆様こんにちは。

まず、本日の欠席者ですが、神島委員と佐野委員から欠席のご連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。また、立川委員からは連絡が入っていないので、後ほど来られると思っております。

それでは、配付資料の確認と会議録のご承認をお願いします。

まず、事前に配付させていただきました資料として、公民館事業の報告、公民館事業の計画、仮称「小金井市生涯学習支援センター」実現へ向けての検討委員会（第4回）の記録、諮問事項関連資料として2点です。地域センター施設研究講座Ⅲ配付資料です。どのような事業があったらいいかというものと、それから公民館運営形態と各タイプのメリット、デメリットの資料。佐野委員からの意見書です。それから、月刊こうみんかん2月号、第13回公民館運営審議会会議録です。また、本日配付しております資料は、佐々木委員長におつくりいただいた「貫井北町地域センター運営等について」の答申関係のレジメ。施設白書を一部抜粋しております資料です。月刊こうみんかん3月号、最後に小金井市の図書館、平成23年度版でございます。

配付資料は以上ですけれども、ご確認をお願いします。

次に、既に皆様に確認していただいております前回の会議録につきまして、ご承認をいただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

大関公民館長 ありがとうございます。それでは、よろしく願います。

佐々木委員長 ありがとうございます。きょうも報告事項、それから審議事項も、答申関係に時間をとりたいと思っておりますので、前半だけ、効率的に進めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いたいと思っております。

1 報告事項

(1) 都公連委員部会第3回研修会について

佐々木委員長 それでは、最初の報告事項に入らせていただきます。

最初に、都公連委員部会第3回研修会ということで、小島委員、大丈夫でしょうか。

小島委員 こちらに行ってまいりまして、2月17日の午後なんですけど、これは都公連初のテーマらしいんですが、厳しい財政状況の中での公民館運営という、身につまされるテーマでございました。

それで、コーディネーターは首都大学東京の荒井先生で、私のほうの委員長と同じ教育行政学の教授でいらっしゃいます。報告はお三方おまして、元東村山市公運審委員長の川村さん、元町田市公運審委員長の倉敷さん、元国立市公運審委員長の山家さんのお三方でございました。時間がないので簡単に申し上げます。東村山市の川村さんからは、平成18年か19年に公民館が有料化になったところなんです。それで、いろいろな経緯とか話していただいたんですけども、苦渋の選択だったということをおっしゃったので、その苦渋の意味がよくわからないので、質問コーナーで私のほうで質問をしました。そうしましたら、やむなし

の理由として、市の条例で有料化をうたっているのと、三多摩テーゼは法規ではなくて、テーゼなんですけど、これは無料化なんですけど、条例で有料化をうたったということと、当時、指定管理者制度に移行したいという市のほうの意志がありまして、その中でアンケート調査、63%が公民館を利用していないので不公平感があるという声で、社会教育法20条なんかもあったんですけども、苦渋の選択で、指定管理者になるよりはということで有料化したそうなんですけど、会場から声が上がってまして、当時の調査で63%が公民館を使っていないと。じゃあ37%もの市民が公民館を使っているのに、それを多く見るのか、少なく見るのかという質問がありまして、そこで皆さん、うーんという感じになったんです。

現在、調査をしたら、利用していない人は67%に増えていきますので、4%上がってしまったんですけど、この市は公民館が5館ございまして、経費は3億円ぐらいなんです。いわゆる利用料収入が3,000万あるから、10分の1ですよ。ところが、これは一般会計に入ってしまうので、今、館のいろいろな備品とか、直接還元できるように運動はしているそうなんですけど、利用率は有料化することによって20%近く減少したということをおっしゃってございまして、苦渋の選択というんですけど、指定管理者になるよりはということをおっしゃいました。

あと、町田市なんですけど、1年ぐらい前にもお話しさせていただいたんですけど、市民大学と合体する形で生涯学習センターができて、その中に公民館を置く形になったんですけど、私はどうも行政主導でやった市ではないかと思っていたら、倉敷さんという元委員長のお話だと、市民の運動もかなりやっつけてございまして、町田市に公民館を増やす会という団体もございまして、弱者の学習の機会について保証しようということで、市教委への請願は却下され、議会への請願も却下され、結局、有料化になっていくんですけど、これも私のほうで確認したんですけど、公民館の主催講座は現在も無料でやっているそうです。部屋代は、一覧表が配られたんですけど、会場からは高いんじゃないかという声が上がってございまして、それと国立市なんですけど、ご存じだと思うんですけど、国立市は公民館が1カ所しかないんです。こちらは、大分いろいろな法規その他を裏づけに運動をなさって、まちづくり自体、公民館づくり自体、市民の手でやってきた市なので、ある議員から1999年に有料の話が出たんですけども、市民の力で阻止をしたということでございまして、それで私が質問したのは、1館だけですけど、過去それから将来にわたって増やす予定はと聞きましたらば、過去にも増やすという運動もしたそうなんですけど、現在も市民プラザ内に分館を置く話もあったそうなんですけども、現在1カ所。1カ所だからこそ無料でもよかったのかなという。ただ、こちらの市は市民の方が大分熱心な活動をされているようです。

最後に、荒井先生のほうから、3つの柱をおっしゃられまして、1つは自治体財政をめぐる状況と課題ということ。歳入と歳出など、白書は住民がつくるのがいいのかもしれないという話。それから、まちづくり（地方分権）といいますけど、学びを通じたまちづくりとはどういうものなのかということ、それから3番目に、2番を考えたときに職員の専門性がかぎであって、人を育てるにはお金がかかるという話と、それと別枠で引き続き考えていただきたいこととして、どんな社会を目指

すのか。

例えば、ユニバーサルかターゲットを絞るのか。例えば、至近の例では、高校無償化なんていう話が出ていたんですけど、これはまさしくユニバーサルなんですけど、今はそれは白紙になっていますよね。ターゲットを絞ってしまうという形で、何しろ財政難というのはずっと今のところ課題で、少子高齢化も、エネルギーの問題も、グローバル化も、どんどん世界的なものになっているよという話なんですけど、テーマのとおり大変充実した会で、会場から随分質問も出ていましたし、厳しい財政状況の中での公民館運営ということでは、出てとても勉強になったと思っております。

山田委員

1点は、先ほど東村山市のところで出た63%というのは、公民館を使っていないという全国平均の話です。最近やったアンケートで67%強が使っていないというのは、これは東村山市のことです。

あと、3者の発表が終わった後で、まちづくりという話が最後に出たんですけども、コーディネーターの荒井文昭氏は、この方は今、首都大学東京の教授なんですけど、旧保谷市で公運審のメンバーをやっておられたこともあるということで、公民館には詳しい方だと思います。これからの社会というのは人口がどんどん減っていくということで、経験したことのない社会に向かっていくんだというお話があって、江戸時代も日本の人口は8,000万ぐらいだったんですけども、それよりももっとこれから減っていくんじゃないかということで、わからない社会へ向かっていくということです。わからないことについては学んで決めたいということで、公民館でもいろいろなことを学んで、どんな状況になっても学びながら決めるということがかぎになるというふうなお考えでした。

小島委員

もう一つ。この日のキーワードというのがありまして、受益者負担というのがキーワードでございました。その受益者負担なんですけど、パネラーのうち女性のお二方はこれに対して反対でした。それと、これは私、三多摩の公民館関係の市民の研究会に参加して得た資料なんですけど、これによっても、隣の国分寺市は有料化で今、もめていまして、一応、議会は停滞している状況で、その受益者負担なんですけど、現在、私たちは、額はともかく、税金を払って生活しているので、税金の二重取りではないかという資料もございましたし、受益者負担の考え方が、これから非常にかぎになるのかなと思えました。

山田委員

では、先ほど出た町田市の中央公民館ですけれども、私、前に社会教育委員の方たちと見学に行ったときにも報告したんですけども、2011年の8月1日から有料化なんですけど、例えば学習室に30人ですから、この部屋ぐらいですかね。9時から12時半まで1,300円、それから13時から17時までは1,500円、18時から22時までは1,500円という金額です。

それで、全体の感想としては、厳しい財政状況の中での公民館運営というテーマだったので、私は、人員削減の話とか、ほかの話も出ると思ったんですけども、結局、有料か無料かというそこにお話が集中してしまっただけです。後から質問すればよかったと思ったんですけども、そんな話です。

それから、町田市の公民館で、有料化したときに、前に利用率が2割

ほど下がったそうです。というお話を聞いたので、その後、回復していますかという質問をしたんですけれども、この日に発表された方は、かなり前に公運審をやめられた方だったので、よくわかりませんでした。それと、今回の研修会は、従来はお話を聞いた後でグループに分かれてお話し合いをするんですけれども、今回、それがなくて、シンポジウム形式というか、パネルディスカッション形式というか、発表者が前に並んで、それに対して質問をして、いろいろな発言をしてもらおうというような形式だったので、新しい試みとしてよかったと思います。グループに分かれて討議しても雑談的になってしまうので、今回、今まで出て初めてだったんですけれども、その点はよかったと思います。

以上です。

佐々木委員長

ありがとうございました。厳しい財政状況下での公民館運営ということで、我々が今、抱えている課題ともかなりぶつかるわけですが、このことについて何かご質問等ないでしょうか。運営形態等については話は及ばなかったということ。

山田委員

話が及ばなかったです。

佐々木委員長

有料化に焦点化した話だったんですね。

山田委員

そうです。

佐々木委員長

わかりました。

藤井副委員長

それぞれの市が減免制度をとっている。何か、申請したら無料になるよという制度はなかったんですか。

山田委員

聞いていません。

小島委員

確認はとっておきませんが、聞いた話では、例えば生活保護世帯みたいなものは減免する市もあるように聞いていますが、そうですよね。

藤井副委員長

ないことはないわけですね。

小島委員

ええ。館長のほうが詳しいと思う。

大関公民館長

今おっしゃった世帯については減免規定があります。あと、条例で規定している中で、社会教育団体などは、どこの市も70%とか90%の減免規定を設けて行っています。小金井市も第三次行財政改革という計画がありまして、26年度に有料化というのが入っていますが、ただ、有料にしても、設備を整えたり、人の補充をするとすると、実際、赤字になるといったことを聞いております。

小島委員

ありがとうございます。

佐々木委員長

ありがとうございます。はい、山田さん。

山田委員

さっきの減免の例として、小金井市の場合は、公民館はやっていないと思いますけれども、集会施設ですよ。

小島委員

前原暫定。

山田委員

萌え木ホールとか前原暫定とかは、社会教育団体に登録していると3割減免にするという例もあります。

佐々木委員長

わかりました。よろしいでしょうか。ほかにございますか。

(2) 三者合同会議小委員会について

佐々木委員長

それでは、次のほうに進んでいきたいと思います。三者合同会議小委員会についてということで、これは藤井委員と小島委員に参加していただいておりますので、よろしくお願います。

藤井副委員長

要望事項の検討についてのところだけにしておきます。小金井市の現

状ということで、この前の創設に向けての文章で、かなり長い文章になっていたんですけれども、今回はこういう3行、4行ぐらいの文章にまとめていこうということで、全員がそれでいいんじゃないというふうになりました。

それから、次は要望事項の項目。ここのところは、皆さんが一番関心の重点項目なんですけれども、基本的には情報を持っている団体をネットワークしたらどうかと。もっといえば、ネットワークしようよという観点になっています。今までばらばらの団体がばらばらの情報を出していたんですけれども、これをネットワークして、市民が使える形につくりかえましょうということです。

それから2つ目としては、小金井市の基本構想に書いてあることを、その内容を具体化しましょうということです。

それから3つ目は、現在、出ている情報を、行政がこういうことによって信頼性を担保しましょうということです。

それから、次の機能については、この前の公運審会議からも、どういう機能ですかということ、報告ということでしたけれども、ここにある4つの機能を発揮させましょうということにしました。

それから、次の行政に求める役割については、ここにも、市民レベルのことをこう考えているので、行政側に何とかしてほしいという形で、この4つの面に決めました。

それと、その他の要望事項につきましては、今後も出てくることじゃないかと思います。かなり、こういうことで、当初、創設に向けてのその文章から見れば簡潔になっており、内容的にも我々が理解できるようなレベルまで簡単になったというか、そのレベルまでだんだん段階的になってきたと思います。これらについて検討の問題だとか、この点をこう直してほしいというものがあれば、僕なり小島さんに連絡してください。

それで、来月は3月11日、もう一遍、第5回目の検討会もやります。主題は、来年度から社会教育委員会の方が担当セクションになるので、この辺の引き継ぎも含めて今後の検討会の進め方なりをつくって、なるべく早い段階、前にも言いましたけれども、5月の懇談会の中で結論を出したいなど、今のところ考えております。

以上です。

佐々木委員長

ありがとうございました。

藤井副委員長

小島さん、これでいいよね。

佐々木委員長

補足ございますか。

小島委員

そうですね。キーワード的に1つ、2つ、3つ言います。まず情報の提供なんです、信頼のおける情報を市民団体に提供する。これがキーワードです。それから、行政に求める役割についての(3)、(4)は、キーワードというか、キーセンテンスにはなっております。ただ、まだ決まっているわけではないので、次の会議でもむと思います。意見はどんどん、忌憚のない、遠慮のない意見を小島宛てに、藤井委員宛てに言うていただければと思います。

佐々木委員長

これも大きな問題であったわけなんですけれども、何かだんだんシンプルになって、徐々に合意可能な内容に変わってきているなという印象はいたしますが、皆さんのほうから何か。どうでしょうか。行政に求める役

割の3番、4番ということで、2ページの行政に求める役割の(3)、(4)ですけれども、社会福祉協議会の市民協働支援センター準備室と連携を図る、それからコミュニティー文化課との連携を図るというのは、簡単にいうと教育委員会だけとか社会教育だけとかという狭い範囲でなくて、もうちょっと広い視点からこの機能全体を考えていこうということですね。

小島委員
佐々木委員長

はい。おっしゃるとおりです。

それから、信頼性のある情報というのは、どういう文脈でそういう言葉が出るのか。

小島委員

これはあまり公言はできないんですが、ある自治体では、NPOにその情報の集約をはかったところ、お気に召さない団体をホームページから削除するようなことがあったんですけど、そうじゃなくて、よほどの不良団体じゃなければ。こういうことはきちんと網羅できて、出どころが信頼のおけるところの情報を出したいということですよ。だから、そういう意味のところと、さっき言ったキーセンテンスの(3)、(4)というのは、ちょっと続いています。

藤井副委員長

情報の信頼性というのは、現在、ネットなんかであちこちで問題になっているわけですね。その辺の問題をどう持っていくかというのは、各団体でも、非常に頭の痛い問題だと思うんです。結果的にその信頼性の担保がないと使う側の方々に迷惑が出てくるだろうし、また、信頼してもらえないし、この辺はやっぱ信頼性というものに対してある程度は神経質になっていく必要があるんじゃないかということも議論が出ていました。だけど、具体的に審査基準かというところまでは、まだ考え切れていないのが現状です。

佐々木委員長

生涯学習センター機能がかかわるような情報にふさわしい情報の連携のあり方ということですね。

藤井副委員長

はい。そうです。

佐々木委員長

私的に飛び交うようなインターネットの情報と違う、意味のある情報と我々はつなげていくのかということですかね。

山田委員

それと、情報って常に更新していないと、例はあるんですけど、実名は控えます。例えば。

小島委員

もう使っていないのとかね。

山田委員

そうです。あと自然消滅したような団体が残っていたり、いろいろあるものですから。

佐々木委員長

そうですね。更新の問題もありますね。

藤井副委員長

そういうメンテナンスも必要なんですね。

佐々木委員長

情報の発信だけじゃないようですね。保守管理みたいなそういったことも。

山田委員

出てきます。

佐々木委員長

出るでしょうしね。ほかに何かないでしょうか。

それでは、もしこの後、気がついたというようなことがあれば、藤井委員と小島委員のほうにご連絡いただければと思います。

藤井副委員長

お願いします。

(3) 公民館事業の報告について

佐々木委員長

それでは、報告事項の3つ目に入ります。公民館事業の報告について

ということで、よろしくお願ひします。

渡辺事業係長

事業係の渡辺です。お配りした資料の中で、質問があればお出しただければと思います。「公民館事業をつくろう」のほうです。皆様、参加いただきましてどうもありがとうございました。その中で、小島委員のほうから、若者のコーナーの関係のまとめが今回の諮問事項にも関係しているので、まとめのほうを、この諮問制度の会議の資料として配付したらどうかというご提案がありましたので、こちらを別個の資料という形で、中高生にとってどんな居場所があったらよいかということです。もう一つは、どのような事業があったらよいのかということです。ワークショップのまとめを資料として配付させていただきました。

以上です。

佐々木委員長

ありがとうございます。何かご質問等ないでしょうか。

はい、どうぞ。小島委員。

小島委員

今お話のあった施設研究講座の最終回が終わりましたんですけれども、前にまとめの冊子をおつくりになったんですが、今回の講座Ⅲのほうでも、それはおつくりになっていただけののでしょうか。

渡辺事業係長

そうですね。冊子という形にするかどうかは未定ですけど、まとめたものは。

小島委員

ありがとうございます。

佐々木委員長

このときの資料がこれですね。

渡辺事業係長

はい。裏表の。

佐々木委員長

両面刷りの資料ですね。

はい、どうぞ。

亘理委員

「公民館事業をつくろう」にしても、この緑分館さんの「いじめの問題を考える」にしても、非常にいい企画だなと思いましたが、公民館事業に参加なさった方というのは、年齢ではなくて、どういう方が来たんでしょうか。

渡辺事業係長

事業係の渡辺です。今回の講座はかなり内容が積極的に新しい時代をつくっていきましようとか、そういうテーマであったので、やはり参加者も、非常にこれまで活動に参加していただいた方とか、ご経験のある方、あるいは委員さんの方がやはり多かったということで、全体の数はそんなに多い講座ではなくて、そういうサークルの中心の方とか、委員さんの方が多かったという。

若藤主査

緑分館の若藤です。今回の「いじめの問題を考える」、事業の報告には受講された方の年齢は書いていません。担当職員の感想にも載せてありますが、10代の方は、学生としていじめについて学校で学んでいる方です。80歳代がいますけれども、これは実際に公民館にふだん来られている方です。それから中には子育て中のお母様方、ここに保育2人と書いてありますが、お二方が見えました。

以上です。

宮澤委員

宮澤ですが、1つよろしいでしょうか。公民館事業の計画の中なんですけど、本館で行われているシルバー大学の準備会の段階なんですけど、継続で行かれるのはわかりますけれども、ここは定員なしとなっていますけれども、準備会の人数、大体準備会といいますと、前回やられた方が参加されたり、ほんとうでしたら新しく、これから入りたいなという方が出ただけであればよろしいと思うんですが、今までにこういう形でや

	<p>ってらして、大体のご経験では、どのような方が、何人くらいいらっしゃるでしょうか。</p>
渡辺事業係長	<p>そうですね。準備会はそんなに大人数が参加ということもございませんので、定員は設けておりません。十数人ぐらいが一番多いと思うんですけども、ただ、あまり目立たないんですけど、これまでに参加された方でなくて、講座には参加するけど、企画のほうには参加されないという方がいらっしゃるんですけど、その方の中で、今回はつくるほうから参加したいという方が必ず少しずつ増えていらっしゃるの、ほんとうにうれしいことだなと思っております。</p>
宮澤委員	<p>わかりました。いろいろな方の意見が入られるといい講座が設けられると思いますので、期待しております。</p>
佐々木委員長	<p>ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。 それでは、報告事項のその他、何かございますか。</p>
<p>2 審議事項</p>	
<p>(1) 公民館事業の計画について</p>	
佐々木委員長	<p>なければ、それでは審議事項に移らせていただきます。審議事項の1つ目、公民館事業の計画についてお願いいたします。</p>
渡辺事業係長	<p>今、1つご質問があったんですけども、計画のほうも、2つの講座でまとめましたので、何か他にもご質問があればお願いいたします。</p>
佐々木委員長	<p>いかがですか。 はい、どうぞ。</p>
小島委員	<p>すいません。ちょっと細かい質問で。男女共同参画講座の「保育の変遷」というテーマ自体はとてもいいと思うんですけど、NPO法人ファザリングジャパンというのはどういった団体なのですか。すいません、変な質問で。</p>
渡辺事業係長	<p>ちょっと私、担当していないものですから、細かい内容を、この前たまたま報告を受けた間接的なことしか知らないものですから。</p>
小島委員	<p>それで結構です。</p>
渡辺事業係長	<p>あまり詳しくできないのですが、またちょっと調べてからお答えさせていただきます。申しわけございません。</p>
小島委員	<p>すいません。つまらない質問をして。</p>
佐々木委員長	<p>ほかにないでしょうか。</p>
藤井副委員長	<p>いいですか。</p>
佐々木委員長	<p>はい、どうぞ。</p>
藤井副委員長	<p>前後しますけれども、「公民館事業をつくろう」というテーマで、第7回目のところの北町ホールで健康づくりというのが出ているんですけども、これなんかは、まだできていない公民館に対しての期待度と考えていいんでしょうね。できたときにはこんなことをやるよと。これじゃなくして、まだまだ市民の間ではあそこにある北センターについての要望とか期待度はこれからどんどん出ると思うんですけども、こういうものを公民館全体としてくみ上げるというのか、リクエストを受けるといえるのか、こういう考え方はあるんですか、ないんですかね。</p>
渡辺事業係長	<p>よろしいでしょうか。</p>
佐々木委員長	<p>はい、どうぞ。</p>
渡辺事業係長	<p>今の北町ホールの健康づくりの講座なんですけど、学芸大学の渡辺雅</p>

之先生をお招きしてお話をお伺いしまして、新たな発見があったという声が多くて、大きく分けて、この地域センターという特殊な形を利用して何ができるのかというお話もございましたけれども、そこを拠点にして町に出て行って、どういう健康づくりの活動ができるのかという、そっちのお話もございました。

北町ホールのほうでは、例えば、障害があったり、難病を抱えていたり、そういう方でもこんなふうに健康づくりの講座ができるんじゃないかと。それにかかわることによって、そういう障害を抱えた方でなくても新たな発見がありながら、健康づくりの活動で新しい発見ができるんじゃないかというお話がありまして、さすがに専門で研究されている方は、やはり新しい視点を提供してくれるなという感想がありました。

大関公民館長

補足なんですけど、当然この貫井北町の事業については、計画のところにも載っていますけれども、企画実行委員制度というのは残す予定ですし、講座を企画するのに準備会を立ち上げて、市民の方を募集して、一緒になって企画していくと思いますので、その地域の課題とか、そのニーズに合ったものが出てくるのかなと思っていますので、その時点での課題の事業を行えるのかなと思っています。

佐々木委員長

あと、必要に応じてこういうところでこういった話があったよとか、こういった期待がありますよということも率直に挙げていただければありがたいかなと思っています。

ほかはないでしょうか。

(2) 諮問事項について

佐々木委員長

それでは、今日を中心議題の諮問事項について入らせていただきたいと思います。簡単にレジュメをつくってきたんですが、前回、藤井委員のほうから質問が出されて、それに対して公民館のほうからの回答ということで、いろんなことが確認されたなという気がしております。その後、皆さんからいろんな意見を出していただいて、そこで大体出たことをレジュメにまとめてみましたが、運営の形態については、直営があるし、指定管理者があるし、委託がありますと。委託についても事業委託と、管理委託とがありますよ、市民協働という新しい考え方もありますということでございました。これについては今日、公民館のほうからA3の大きな資料、公民館の運営形態と各タイプのメリット・デメリットということをつくっていただいております。これについて質問をするなりして、まず理解を深めていただきたいと思っております。

レジュメに戻りますと、前回出た視点としては、いわゆる専門性をどう担保していくのかということ、それから、意思決定、これは市民参加とかいったものも含めての意思決定はどういうふうにしていくのかということ、それから市民サービスの向上、開館時間であるとか、使い勝手のよさであるとか、そういったことがありました。4点目として、今日も出ていましたけれども、厳しい財政状況の中で効率的な運営をどういうふうに確保していくのかということ。それが5番目としては、例えばNPO等に委託した場合、そういった運営主体の資質というか、受け皿としての能力といったものをどう確保していくのかということも考えなきゃいけないねという、そういった話がありました。そしてまた、視察も多分1カ所か2カ所しかできないと思うんですが、ある程度議論

が煮詰まってきたら、こういったところを1つ視察しましょうということで、来年度になりますけれども、そういったことも考えていきましょうということでございました。

今日はこれ以外にも、佐野委員のほうから、学校教育の立場から、学校教育を担う校長先生をやられているわけですが、校長先生の立場、それから公運審の委員の立場から、こういったことを考えていますということで、A4の裏表でペーパーが提出されております。こういったものを確認していきたいと思いますが、最初に、じゃ、佐野委員から出されたペーパーをちょっと確認しましょうか。

校長先生としての立場から出されたものですが、これを拝見しますと、中学校の校長先生だということで、中学校ということで限定されていますが、広く小学生とか幼稚園とかいったものも含めて考えなきゃならないと思っておりますけれども、居場所の確保についてということで、考えられるメリット、デメリット、それから対応です。

メリットはそこに書いてあるとおりでございますし、会館ができるということはいいことばかりじゃなくて、学校から見るとこういったトラブルも考えられるということが書いてございます。そして、我々の想定するところは対応のところに尽きると思うんですが、どういった対応をしてもらいたいのかということがそこに書いてあるんですが、入館するときの約束事、番号登録、誓約書をつくる。それから喫煙、飲食、けんか等、指導後、親の引き取りと。ある意味、その場で指導してほしいということですかね。

それから、イベントを開催するところの声がけでは、しっかりとしたルールをつくると。ある意味、子供たちが参加できるようなルールづくりも考えてほしいということでしょうね。

それから、問題を起こした生徒に対して、まずはその場で指導するというので、指導できる人を配置してほしい。指導できるような体制を組んでほしいと。それから、中学生専用、使用可能な時間帯を設けてほしい。それからあと、3番目は一般的な公民館利用者のほかの大人の方々に対して、一番下のとおり、性根の曲がった中学生に「ガツン」とやってくださいと。これは文字どおりガツンとやってくださいというよりは。

宮澤委員
佐々木委員長

注意ですよ。

ええ。地域の子供だということで、大人も責任を果たしてくださいという意味だと思っております。

あと、裏のほうでは、公民館の役割ということで、そういうことです。また、それから下のほうは法令から出したようなことです。これについて、中学校を預かる校長先生の立場から、こういうことが考えられますということで情報提供をいただきました。これについてご意見等あれば。

はい、どうぞ。

小島委員

率直に書いていただいたことに関しては大変感謝をしておりますし、今日、きっといらっしゃるだろうと思って、質問の形で用意していたんですが、ほんとうに率直に書いていただいたなど、立場上。それは評価しています。ただ私、この国に暮らして、何か私だけ異邦人になったような気持ちでこれを読ませていただいたんです。さっき笑いが出

ましたけど、根性の曲がった中学生というのは一体どういう中学生のことをいうのか聞いてみたいし、それから、非公式な場で佐野委員がおっしゃったことによると、佐野先生は南中でしたよね。そうすると最寄りの児童館は貫井南になるんですよね。それで、直営の児童館なんですけれども、植木鉢を壊したり、ガラスを割ったりすると、苦情が南中に来るということを非公式の場でおっしゃっていたんですが、NPOに外注をしています東児童館においてはそういうことはないそうです。確認をとりましたら。

あと、入館するときの約束事（登録制）番号登録証とありますけれども、これはNPOに委託されているほうに聞きましたら、番号ではないですが、4月に市の書式の用紙に名前、学年等記入してもらって、カードにしているそうです。ですが、親にも署名をといるのと、親の引き取り、これはあんまり人のことを言うのもなんなので、私、恥ずかしいけど自分の息子のことを言います。

公立の高校生のときに2度ほど補導をされました。それは、夜11時過ぎに18歳未満が道路で立ち話をしただけで深夜徘徊という罪状になるそうで、荻窪警察からお電話がありました。ただ、引き取りにも行きませんでしたし、書類の処置も本人が2回ともやりました。その後、大学入試という難関が来たんですが、2回補導歴あるんですけど、大学は推薦で入学いたしまして、あんまり人のことは言えないので、自分の息子の恥をさらして、彼には今日帰ったら謝っておきたいと思うんですけども。

それで、親の署名とか親の引き取りはどれだけ意味があるのかなということと、あと中学生ぐらいの年って、ガラスの少年なんですよね。で、性悪なのか、ガラスの少年なのかという見きわめも大事だし、ガツンとやるのの方法とか、その人のキャラをどれだけつかんでいるかと、それから、体の中にすーっと小言が入っていく状況というのは、必ずその大人が信頼できるかどうか、ガラスの少年は大変敏感に敏感に敏感に信頼できる人かどうかを見分けます。信頼できない方がガツンとやっても全く意味がございませぬし、それで、問題を起こした生徒に対してその場で指導を行うのは当然のことなんですけど、管轄の南児童館でやっていなかったということで、これはきちんと市の職員のほうの育て方とか、学校との信頼関係のつくり方とかを、むしろ市のほうで頑張ってもらいたくないかなと私は思ったんですけども、何しろ、これを読んでいて、ほんとうに率直に書いてくださったんですけど、新しい貫井北町にできる青少年の居場所で、何事も起こらずにオープンして時が流れるなんていうことは私は一切予想しておりませぬ。その都度その都度、多分山のようにいろんなトラブルが出てくるし、対応に苦慮するし、でもその中で、一緒に育っていこうよ、それこそプライオリティーの最初に子供たちを愛しているんだよという、地域住民や行政の姿勢をずっとずっと持ち続けて、で、青少年はガラスの少年なんだよということも、ほんとうにしっかり見ていただけるといいと思うし、最初から3歩先、先手を打っているいろんな決まり事をつくるんじゃなくて、その辺を柔軟にしてほしいのと、この小山田佳代先生の今回配られた資料にもあるんですけど、ルールづくりというのは、青少年そのものがみんな考えてルールをつくれればいいんです。そこに大人がアドバイザーみたいなことで

かかわるのはいいんですけど、ルールづくりは、ぜひ新しいところでは中高生自身でおつくりになるほうが私はいと思っていますので、佐野先生の率直に書いてくださったことはむしろ大変評価したいし、よかったと思いますけれども、今後、主役が中高生であるということをぜひ念頭にしていけばいいんじゃないかなと公運審の一員として申し上げておきます。

佐々木委員長
大津委員

はい。いかがでしょうか。

大津です。一応、地域の健全育成とか、そういった会議の中では、やはり中学生の居場所とか、あと、いろんなトラブルに対しての対処という問題は常日ごろから出ていまして、まず、何か中学生がトラブルを起こしたときはやはり学校に連絡がいくそうなんです。どこの学校だということも地域ではわかっていますから、そうすると教職員が出向かなければならない。そうすると、一応、5時何分かだったかな、先生はわかるとは思いますが、業務時間中に出向かなきゃならないし、その分の時間を割かなければいけないというのが、やはり先生方の中でもできれば避けたいようなところもあるみたいですが、実際のところは。

そうすると、やはりまず、何かトラブルがあったら警察にと言われるんです。交番に、警察に連絡してくれと。そこから親の責任で、親のほうの対処をしてくれというふうには常日ごろ言われていることなんです。

だから、今回、児童館ではないんですけど、公民館の交流センターで中高生の居場所ということで、どうしてもトラブルが発生することは避けられないというか、必ずしもあるとは限りませんが、やはり結構子供って、小学校4年でギャングエイジと言われて、中学生に入って思春期を迎え、子供にとっては成長の過渡期ですよ。いろんな勉強のことやら、友達のことやら、部活のことやらで敏感になる世代ですから、ちょっとしたことでイライラが募ったり、つまらない気持ちが爆発する子も中にはほんとにいます。その中で、じゃ、私たち大人はどうしたらいいか。親としての立場で、家庭の中で子供を守るのはもちろんなのですが、自分の子供だけでなく、地域の住民としてなるべく声かけをして、例えば近所の方達は、生徒たちが小学生の頃から登下校の時間帯に、家の前を掃除したり、犬の散歩をしたりして、毎朝挨拶する中で、顔見知りとなったりします。ほんとは地域の人たちは子供たちを中学生になっていきなり知るというわけではなく、小さいころから知っているはずですから、なるべく日ごろから声かけをして、地域全体で子供たちを見守っていこうという形で、今、結構坂下ではそんな話はしています。

なので、交流センターの中でも、やはり信頼のおける人間でなければ相談事もないし、例えばトラブルが発生しても、大人の言うことをほんとに素直に聞いてもらえるとは思いませんので、常日ごろから声かけをして、信頼を得られるような人物がカウンセリングとかいう形でなく、日ごろからそういう立場の人がいることがやっぱり望ましいと思います。

佐々木委員長
亘理委員
佐々木委員長

ありがとうございます。

よろしいですか。

はい、どうぞ。

亘理委員

どこで発言していいかわからなかったんですが、今、中高生ということで発言させていただきます。佐野先生のお話は、私も学校で苦勞されているんだなと思いましたが、こちらのリーフレット、小山田先生のこちらにありますように、若者のニーズの第一の関心は勉強ということで、今、見まして、やはりなと思いましたが、駅前の市民交流センターの1階が、最初は勉強するという形じゃないテーブルがあちこちあったのが、よく勉強している方を見かけるなと思っていましたら、今はどうとう、暫定的ではありますが、勉強室がつくられて、ほんとに今日も見えてきたんですが、一生懸命皆さん、もう若い方からお年の方まで勉強してらっしゃいます。あれだけ丸見えのところですから、落ちつけるのかなと思いますと、うちの中学生たちも、今日は交流センターで勉強しますとあって、もう嬉々として行きます。やはりあの雰囲気がいいのと、それから、周りに飲食店があるということもありますし、ここにもカフェが必要と書いてありますけど、おそらくこちらを見ますと、フリースペースのところに、窓側にずらりとテーブルと椅子が並べられている。それで、1階に図書館がある。おそらくあの形になっていくんじゃないかな、今の勉強するスペースとなると思うんです、私は。需要が高いと思っています。

ですから前回、今もお話に出ているように、まじめに勉強するでしょうけれども、その地域の学生リーダーであるとか、地域の方々であるとかの見守りは非常に大切だと思います。ここに受付があって、そして、見えることは見えるんですが、死角もありますので、そういう人というか、そういうことをするというのをしっかり業務の中に今後入れておくことは大事で、そして今おっしゃったような力がある方を配置しておくことは大事だなと思っています。

佐々木委員長
亘理委員

ありがとうございました。

それと、今は中高生、若者の居場所なんですが、もう一つの諮問ですが、先ほどちょっと引っかけたんですが、大関館長がおっしゃったことで、企画実行委員さんにももちろん残っていただくというようなご発言があったんですけども、みんなで話し合うって、そうしますと、それはもう指定管理では絶対ないということですね。

企画実行委員さんとも話し合うしというようなお話でしたので、やはり事業委託を考えていらっしゃるのかなと思ったんですけども、前回の会議ではNPO法人を今から立ち上げて1年間あれば間に合うし、社会教育に詳しい人を入れて、そして研修をしっかりと行ってという方向性が出されたので、そういうほうでいくのかなと私は思っております。

以上です。

佐々木委員長

館長のお立場としては、今までの伝統とか流れとかということで、企画実行委員制度なんていうのも大事にしていきたいという趣旨の発言だったと思っていますので、我々のほうは、館長とはまた別に議論していいだろうと思います。それは市側がどうくみ取るかは、また市側の問題だと思いますので。

はい、どうぞ。

大津委員

先ほどの中高生の居場所について、亘理委員の意見を受けて補足です。中高生の居場所ということで、何か遊びの場というか、何となくいる場所というイメージが今まで強く話し合ってきたような気がし

ますけれども、確かに勉強するスペースは必要だと思います。小金井市は、図書館を見ても子供たちが勉強するスペースがかなり少ないと思うんですね、ほんとうに。友達同士で、じゃあ勉強しにいこうという場がないと思うんです。学生時代は、公立の図書館へ行って、日がな一日中そこで勉強して、それでおなかがいっぱいならそこで食べて、また勉強してというような生活というか、そういう1日が過ごせた気がするんですけども、今の小金井市に限って言うと、申しわけないんですが、ほんとうに勉強するスペースがない。中高生の居場所ということで、貫井児童館もつくっていただいていますけれども、やはりそれはカラオケだったりバンドだったり、遊びのほうに目を向けていらっしゃる面もちょっと強いかないという気が、今までしていました。

なので、子供たちが勉強するという今は塾なんですよ。塾のあいた時間に、あいた場所をつくってもらっているからそこで勉強できる。でも、それも限られていますので。違う塾に行っている子同士がいろいろ教え合って、お互いに、ただいだけでもいいけど、そばで何か人々がやっているやらなきゃいけないような気がするという形で、子供たちが誘い合って勉強するスペースは必要だとすごく強く思います。

佐々木委員長

先ほどあった小山田さんの資料も重要な、我々が考えるべき材料になるだろうと思います。確かに我々の今までの考えは自主活動とか、そういった場所というニュアンスが強かったかもしれないですね。勉強する場所という、ほんとうに切実なニーズもあるだろうということです。

いかがでしょうか。どうぞ。

藤井副委員長

さっきの佐野先生のレポートなんですけれども、メリットはいいとして、デメリット、対応のところで書いてあることを、一個一個、現在小金井市が持っている児童館の中に、5カ所あるんですよ、ああいう青少年の施設が。これでどうしているかということ、ちょっと教えてほしいんですよ。現在の対応は、貫井南と東児童館ですか。この中で、このような、一種のトラブルですよ。これが出てきたときには、市としてはどういう対応をされているのか。それの、いいか悪いかは別問題なんですけれども、多分佐野先生は、その辺までご存じないんじゃないかなと思うんですけどね。僕らは小金井市で対応をやっているの、こういうふうなデメリットや対応のところでは実際問題として、実際やっている、ひ・ろ・こらぼでしたっけ、ああいう人たちは、このような問題が出てきたら、どういうふうに対応されているのかなということも教えてもらえればと思います。それはやっぱり彼らが民間のNPOでやって、いろいろなところで活動をしてきて、多分その活動の中から彼らが見つけた方法で解決してるんじゃないかとは思いますが、この辺も、このデメリットの問題、対応の問題で解決方法の1つの参考になるんじゃないかと思いますが。

佐々木委員長
大関公民館長

いかがでしょうか。現状でどういう対応を。わかる範囲で結構です。貫井南については、児童館と複合施設になっていまして、直接公民館職員が携わっておりませんので、わかりかねます。

また、東児童館については、私がちらっと聞いた話では、今ご紹介のありましたとおり、ひ・ろ・こらぼさんが業務委託を請け負っておりまして、1名の方が、中高生の6時から8時ですか、その時間についているらしいんです。

前回も説明したとおり、そこにおける事業というのは、ひ・ろ・こらぼさんが市のテーマと、なおかつ中高生が何を考えているのかという情報を吸い取って、それでいろいろな事業を組み立ててやっているという状況です。1人つきますので、特にトラブルとかいうお話は、私の耳には入っていない状況です。でも、ないわけがないと思うんですけど。

藤井副委員長
大関公民館長
小島委員
佐々木委員長
小島委員

今の子ですからね。

ええ。

ちょっとフォローしてよろしいですか。

はい。

さっきの人員配置なんですけど、夜間がたまたま女性るとき、さっき1人とおっしゃっていたんですが、このときはフォローに男性を1人つけるそうです。要するに男性のいない夜の時間帯をつくらないという形をひ・ろ・こらぼさんはとっていらっしゃいます。

それと、子供がトラブルした場合、学校に連絡するということは東ではやっていないと聞いています。だから、貫井南ではやっているかもしれませんけれども。

藤井副委員長
小島委員

それもやっぱり受託したところのノウハウなんでしょう。

そう。それで彼らは、子供の人権に対する意識のすごく高い人を職員として配置してしまっていて、その辺が、市が悪いというわけじゃないんですけども、ちょっと違うのかなという気はします。

藤井副委員長

そういうふうなところが佐野先生の文書を読む限りは、学校さんとはちょっと違うもんなんだろうね、いわゆる。だけど、難しいな。

小島委員
藤井副委員長

難しいね、ほんとうに。

だけど、基本的にデメリットの対応とか、佐野先生の前任の先生が、いらっしゃいましたよね。

佐々木委員長
藤井副委員長

神田先生ですね。

あの方も同じようなデメリットの内容をつけて、口頭でおっしゃっていたので、いいか悪いかは別として、校長先生という肩書になれば、こういうふうな文書は出てくるのかなという気はしますね、やっぱり。会議じゃないところでしゃべれば、もっとおもしろいというのか、僕らがそうなんだということをしゃべってくれるような気はしてるんですけど、なかなか、こういうレポートにしてしまうと、難しいのでしょうか。

佐々木委員長
藤井副委員長
大関公民館長

文字になると、ちょっとあれですよ。

ねえ。

ですから、当然マニュアルをつくる必要があるのかなと。こうなったとき、こういう形にするというような、さまざまなマニュアルをつくって、それで対応するようなものは必要になって来るかとは思いますが。

藤井副委員長

しかし、あまりきっちりしたマニュアルをつくってあげると、運営しているグループだって気の毒だし、ある程度のりしろみたいなものがあるって、ここまではいいよと。その辺の匙加減というの？ その辺は実際に現場へ入っていかないとなかなかつかめないでしょうね。

小島委員
佐々木委員長
小島委員

いいですか。

はい。

今、藤井委員がとてもいいところを突いてくださったんですが、ひ・ろ・こらぼさんの場合は、形態として業務委託なんですよ。当然市の方針を受け入れてやっていかなきゃならないんです。これが指定管理み

たいなやり方だと、完全に自分たち独自でできるんですけれども、委託されていますので、市の方針に添って、なおかつ青少年の意見も聞いてという中で方向性を見つけているのが現状で、そこは私たちがどういう答申を出すかによって、随分違うと思います。

藤井副委員長
小島委員
佐々木委員長
大関公民館長
藤井副委員長
大関公民館長

違ってくるよね。

はい。

業務委託ですか。

業務委託です。

これは経験でしょうな、ある意味。

児童青少年課が所管しているんですけれども、市から事業計画書みたいなを出して、それに添って、当然マニュアルもつくっていて、進めております。

藤井副委員長

そういうマニュアルづくりでは、学校の先生は立ち会っているんですかね。多分目を通してないでしょうね、これが出てくるということは。あんまり勘繰り過ぎでしょうか。

大関公民館長
小島委員

どうでしょうか。

大変言葉は悪いんですけれども、信頼関係づくりができていないんですよ、そのところは。児童青少年課と学校というか、教育委員会が。小金井市はそこを何とかするという第一人者になってほしいなと思っています。

藤井副委員長
佐々木委員長

でも、どちらの立場とも理解できますからね、変な話。

ほかにいかがでしょうか。学校の立場と社会教育の立場の違いはあるのかなという、皆さんのご意見としてはわかると思います。また、教職員の場合は指導する職務権限を与えられていますからね。法律で、厳しく指導をする職務権限を与えられていますけれども、施設の管理者は施設管理をするという限界の中での指導になるので、学校の先生方が想定しているような指導と施設管理を行う上での指導というのは多分違うと思いますし、また施設運営上のルールと学校のルールというのは違うんです。

今お話があったような、学校ではこういうルールをつくる、また施設のほうではこういったルールをつくる。これをお互い念頭に置きながら連携しなきゃならないということになるんでしょうかね。ただ、いずれ、ある程度そういったことに対応できるような事業者なり、信頼できる人なり、そういったものを確保する必要があるということでは一致しているのかなと思いました。

それでは、佐野委員からのご意見についてはこの辺でよろしいでしょうか。

佐野委員もすごく忙しいみたいです。先日、私も南中学校に訪問してきましたが、学校によって随分状況が違うなという気もしております。南中学校と二中とか一中とか、中学校によって全く状況は違うということもあるので、南中学校の状況だけで判断するのはやっぱり不十分なのかなと感じております。

それでは、もう時間がなくなってきているんですが、また次にもつながっていきますが、先ほど事務局からつくっていただいた、多分苦労されたと思います。公民館の運営形態と各タイプのメリット・デメリットというやつですね。これもそのまま答申の文書にも使っているのかなと

いう感じもしていますけれども、皆さんから見られて、まず、この意味ですね。ご質問等はないでしょうか。

はい、どうぞ。

山田委員

意味というか、基本的なことですがけれども、この表をつくられたときは何かを参照とか参考にされたのかどうか。どこら辺の資料から引用されたのかというのは。

渡辺事業係長

参考にしたものは非常に多くて、これまでいろいろな研修会とか、あと東京都連絡協議会の中で、このテーマでの集会は非常に多かったものですから、その資料を軸に、参考にさせていただきました。

ちょっとだけ解説ということではないんですけれども、実はこの分類が、通常皆さんの想定されている分類とかなり違うと思うんですけれども、それはここでの議論といいますか、問題になっていることに即した分け方をということでしたので、こういうふうな分類にさせていただきました。それからメリットとデメリットのところに書いたことは、あえてそのことに関する評価はしないで、どういう議論があるのかという、皆さん賛成、反対はいろいろあると思うんですけれども、ある意見を網羅させていただいて、評価のない形で項目だけ述べさせていただきな形にさせていただきました。

それから1点、申しわけございません。間違った記述があって訂正させていただけたらと思うんですけれども、直営型と非直営型に分けて、そこをNPO設立市民協働型と書いてありまして、その下に競争入札型と書いてあるんですけれども、これは公募型の指定管理型ということで訂正させていただけたらと思います。

実は指定管理型というのは、法律上でいいますと、例えば市の場合、指定管理者の条例を制定して、それに添って受託者を決めるという制度ですので、いわゆる法律的にいう入札ではないというのがありますので、入札型と書いてしまうと間違いではなくてわかりやすいんですけれども、法令用語でいうと間違いということになりますので、申しわけございませんが、指定管理のところに入札と書いてあるところは全部間違いです。そこだけ訂正させていただけたらと思います。

佐々木委員長

指定管理もあれですか、入札はない、入札もあるという。

渡辺事業係長

入札と言ってしまうと、自治法上の入札制度になってしまうので、そもそも入札制度ではないので。もちろん条例を制定したときにプロポーザルでやろうといえはプロポーザルになりますし、そのプロポーザルの中で価格のみでやるならば、実質的入札と同じ、競争入札と同じになりますけれども、法令の用語上、それは入札制度という範疇に入っていないものですから、用語上間違いということになりますので、申しわけございません。条例に定めたやり方によって入札者を決めるという文言になっておりますので、入札制度でございません。申しわけございません。

そうですね。この競争入札型と書いてあります、入札という文字が不適切ですので、申しわけございません。

立川委員

競争型ということですか。

渡辺事業係長

入札という字を書いた時点で誤りという指摘が多分あるだろうと思います。指定管理は入札制度ではございませんので。

佐々木委員長

指定管理者の決定の方法も多様に条例で決められるわけですか。

渡辺事業係長

そうですね。条例で多様に決められますので、入札制度ではございま

せん。

佐々木委員長
渡辺事業係長
藤井副委員長
渡辺事業係長

随意契約のものもあり得るんですか。

そうですね。あるいはプロポーザルもございますし。

公募、非公募とは関係ないんですか。

それも、その契約の中で決めることですので、そういったことも含めて。

藤井副委員長

というのは、小金井の指定管理者制度の中で公募している場合と非公募の場合がありますよね。これが明確に分かれるというのは、どういうことなんですか。

もっというと、この前の会議でこの資料をもらいましたよね。このところ、7つあって、清里山荘と栗山公園と市民交流センターは公募と書いてあるんですよね。あと福祉センターだとかサービスセンター、福祉会館、それから自転車の駐輪場は非公募となっているんです。この区別は、どこからきているんですか。

大関公民館長

明確にお答えはできないんですけども、一般的な公募型と、あと公益型というんですか、例えば社会福祉協議会なんかは基本的に市の事業をおろして行っているから、一般的に公益法人というんですか、そういったところについては随意契約みたいな形なので非公募だというふうに思います。

藤井副委員長

という分類をされているわけ。

大関公民館長

と思うんですけども。

藤井副委員長

じゃあ、逆にいえば非公募の場合は、市が団体にこういうことをしませんかという働きかけみたいなものがあるんですか、ないんですか。

大関公民館長

もちろんあると思います。

藤井副委員長

ある。ああ、そうですか。

大関公民館長

市がこういうことを考えているので。

藤井副委員長

君のところ、やるかいと。

大関公民館長

やっていただけないかというような投げかけをした場合は、当然ながら、市が主導として動くので、随意契約という形になる可能性はあります。ただ、一般というのはどこの会社でもできたり、どこの団体でもできるようなものであると思います。

佐々木委員長

時間が来ました。今日はこの内容に入れなかったのですが。

小島委員

質問はまだいいですか。

佐々木委員長

質問があれば、どうぞ。

小島委員

小島です。質問というより確認なんですけど、現在とり行われている公民館の形態は、直営型の下のほうの市民参画型と理解してよろしいですよ。

渡辺事業係長

そうです。

小島委員

これ、捨てがたいよさがあるんですけど。

佐々木委員長

市民参画型ですね。

小島委員

はい。

宮澤委員

そうですね。直営の。

小島委員

今、不思議な笑いがあちこちから。

佐々木委員長

企画実行委員とかそういった制度を残しながら、ほかとの折衷型ができないとか、いろいろこれから考えて、そういうよさは残したいということですよ。

亘理委員
 佐々木委員長
 山崎庶務係長
 佐々木委員長
 小島委員
 山崎庶務係長
 佐々木委員長
 山崎庶務係長
 佐々木委員長
 藤井副委員長
 佐々木委員長
 小島委員
 佐々木委員長
 藤井副委員長
 大関公民館長
 佐々木委員長
 大関公民館長
 佐々木委員長
 藤井副委員長
 佐々木委員長

日程的に間に合うんですか、まだ、これから考えていても。
 前に決まったときは、最終的には7月ごろまでにと、そういう館長からのお話だったような気がしますので、もうちょっと時間はありますよね。
 5月に仕上げの審議という形になります。
 あ、そうですか。
 あと2回ですね。
 最終回の7月で、その素案を皆さんで再確認しあう段取りでいけば、定例会のみで終わるかと思えます。
 ああ、そうですか。ありがとうございます。それでは5月をめどに仕上げ、7月には案を確定ですか。
 そうですね。8月はお集まりがなかなか難しいので、いつも定例会を入れておりません。9月はもう新規の方の委嘱からはじまります。9月8日までは任期がございしますが、ただ9月議会の案件に、運営も含めた見積もり額で補正をあげるためには、2カ月前から資料の準備が必要となりますので、7月に答申をいただくスケジュールとなります。
 そうですか。
 実質審議は？
 そうすると、実質の審議は3、4月のあと2回。
 3、4、5ですね。
 3、4、5。
 3、4、5で実質審議をやって、案を出すのは5月末。
 すいません。4番に視察の検討とあるんですけども、検討したんですが、なかなか予算がつきそうになくて、近隣市で、実際NPOみたいなところでやっているところとか、指定管理もそうなんです、ないんですね。この間言ったように、藤沢は2時間かかって遠くて、それには予算が伴ってなかなか行けないという現状と、あと、今言ったように会議があと2回ぐらいしかできないとなると、なかなか難しいかなと思っています。でもどうしても行きたいということであれば、会とは別に、行ける可能性はないとは限らないですけども。
 最低でも、館長の場合、藤沢に行かれたと。藤沢はNPOでしたっけ。
 そうです。これは図書館のNPOで、たまたま公民館はどうなんだいと聞いたところによると、公民館もNPOという登記はしていないんだけど、任意団体と町会自治会とボランティア団体が一緒になった形で、公民館の運営をしているという話を聞いたので、ああ、いいお話だったなと思ってちょっと紹介させていただいたんです。
 わかりました。最悪のケースは視察に行けない場合もあるんですが、もし可能であれば、そういった資料なり何なりで提供いただければ、例えばNPOなんかでやっていることだとか、こういうふうな形でやっていますとか、その部分だけでも資料を提供いただければ、視察にかえて参考にするというふうなことで。
 そのほうがいいですね。
 ええ。じゃあ、実質自由に議論できるのは、あと1回と。3月と4月ということで、5月には粗々でも案を一応つくって示さなきゃならないということになってくると思えます。
 わかりました。今回は一番重要な、つくっていただいたペーパーの議

論ができませんでしたので、次にこれを徹底的に議論したいと思いません。また、案の作成のプロセスについて、次回できるかどうかご相談したいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

(3) その他

ア 来年度委員部会委員の改選について

佐々木委員長 時間を過ぎてしまいましたが、その他は何か皆さんのほうからないでしょうか。

立川委員 ばたばたしている時期で申しわけないんですけれども、都公連のほうで、私、何度か委員長にも館長にもご相談申し上げていると思うんですが、自分の仕事ですとか、もろもろがばたばたしておりますので、時期は9月までですけれども、4月ぐらいから、どなたか交代していただくとありがたいなというふうに思っております、もし交代していただけるのであれば、3月、一緒に国立の公民館で毎月やっておりますので、ご一緒いただければなと思います。あと候補になる方が決まれば、個人的に連絡を取り合います、一度一緒に行っていただければなと思います。よろしくお願いいたします。

佐々木委員長 それについては、また3月の会議で少し話題にできればなと思っています。よろしいでしょうか。

じゃあ、事務局のほうから何かないでしょうか。

イ 次回日程の確認について

山崎庶務係長 日程の変更が多く恐縮ですが、一応次回の確認をさせていただきます。来月は3月15日の金曜日で午前中、9時半から801会議室で行います。時間帯と場所が変わりましたので、ご注意をお願いいたします。3月15日金曜日、9時半から市役所第2庁舎の801会議室です。

佐々木委員長 それでは、よろしいでしょうか。時間も遅くなり申しわけありませんでした。以上で終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。